各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法 及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項から第4項までの規定に基づく定期報告制度において、定期調査・検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しを行うため、

- ・建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の 判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示(令和6年6月28日国 土交通省告示第974号)
- ・建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の 判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示(令和7年1月29日国 土交通省告示第53号)

の2告示を公布し、令和7年7月1日に施行することとしています。

このうち、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下「特定建築物定期調査告示」という。)及び防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成28年国土交通省告示第723号。以下「防火設備定期検査告示」という。)の見直しに伴い、防火設備の定期検査等において行うこととした常時閉鎖した状態にある防火扉に係る検査項目について、受付事務や建物所有者の負担軽減等の観点から、特定建築物定期調査告示第2の規定により、特定行政庁が、防火設備定期検査告示別表第一(一)から(五)までの項目に相当する項目を特定建築物定期調査告示の項目に付加した場合には、省略することが可能です。

なお、調査・検査項目について規則で定めると共に、従前の調査結果表及び検査結果表を 規則で定めた場合は、従前の調査結果表及び検査結果表を引き続き使用することは差し支 えありません。

<担当>

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 藤本 電話:03-5253-8111(代表)